

# 告 示

## 埼玉県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 鈴木 次雄 埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九十七番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 鈴木 義友 埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九十七番地